

国家知的財産局による「改正専利法の施行に関する 関連審査業務処理の暫定弁法」の公告(第 423 号)

第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 22 回大会は、2020 年 10 月 17 日付けで「全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和國専利法』の改正に関する決定」を可決し、改正後の専利法は、2021 年 6 月 1 日より施行される。専利法実施細則は未だ改正の過程にあるため、改正専利法の施行を保障するために、国家知的財産局は「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理の暫定弁法」を制定し、ここに公布し、2021 年 6 月 1 日より施行する。専利出願人、専利権者または関連当事者は、本弁法の規定に従って関連業務手続きを行うことができる。

国家知的財産局
2021 年 5 月 24 日

改正専利法の施行に関する関連審査業務処理の暫定弁法

第 1 条 専利出願人は、2021 年 6 月 1 日(同日を含み、以下同じ)より、紙出願又はオフライン電子出願の形式で、改正専利法第 2 条第 4 項に従って製品の部分の保護を請求する意匠専利出願を提出することができる。国家知的財産局は、新たに改正される専利法実施細則の施行後に、上記出願を審査する。

第 2 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人は、改正専利法第 24 条第 1 項に規定される状況があると考えられる場合、紙申請の形式で申し立てをすることができる。国家知的財産局は、新たに改正される専利法実施細則の施行後に、上記申立を審査する。

第 3 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の意匠専利出願について、出願人は、改正専利法第 29 条第 2 項に従って、意匠の優先権を主張する書面による声明を提出することができる。国家知的財産局は、新たに改正される専利法実施細則の施行後に、上記申請及び優先権主張の基礎となる先行意匠専利出願を審査する。

第 4 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人は、改正専利法第 30 条に従って最初に出願した専利出願書類の写しを提出することができる。

第 5 条 2021 年 6 月 1 日以降に登録公告がされた発明専利について、専利権者は、改正専利法第 42 条第 2 項に従って、専利権付与の公告日より 3 か月以内に、紙申請の形式で専利権利期間の補償請求を提出し、続いて国家知的財産局が発行した費用納付通知書に従って関連費用を納付することができる。国家知的財産局は、新たに改正される専利法実施細則の施行後に、上記請求を審査する。

第 6 条 専利権者は、2021 年 6 月 1 日より、改正専利法第 42 条第 3 項に従って、新薬発売許可申請が許可された日から 3 か月以内に、紙申請の形式で専利権利期間の補償請求を提出し、続いて国家知的財産局が発行した費用納付通知書に従って関連費用を納付することができる。国家知的財産局は、新たに改正される専利法実施細則の施行後に、上記請求を審査する。

第 7 条 2021 年 6 月 1 日より、専利権者は、改正専利法第 50 条第 1 項に従って、紙申請の形式で自らの専利に対して開放式許諾を実施する意思があると声明することができる。国家知的財産局は、新たに改正される専利法実施細則の施行後に上記声明を審査する。

第 8 条 2021 年 6 月 1 日より、侵害者として訴えられた者は、改正専利法第 66 条に従って、紙申請の形式で国家知的財産局に専利権評価報告書を発行するよう申請することができる。

第 9 条 2021 年 6 月 1 日より、国家知的財産局は、改正専利法第 20 条第 1 項、第 25 条第 1 項第 5 号に従って、方式審査、実体審査、及び覆審手続きにおける専利出願を審査する。

第 10 条 出願日が 2021 年 5 月 31 日以前(同日を含む)の意匠専利権の保護期間は 10 年とし、出願日から起算するものとする。

第 11 条 本弁法は、2021 年 6 月 1 日より施行される。